

連載

房総の自治鉅脈

—第8回—

川鉄の誘致と東電千葉火力発電所の登場



一般社団法人千葉県地方自治研究センター

理事長 井下田 猛

川崎製鉄の誘致と 企業誘致条例の制定

前述した県知事選挙と相前後する1950（昭和25）年11月、千葉県は東京通産局の積極的な指導と地元選出国會議員の斡旋のもとに旧日立航空機株式会社の進出用地として埋立てられた敷地60万坪におよぶ千葉市寒川海岸地先の土地に、川崎製鉄株式会社千葉製鉄所（社長・西山弥太郎、現JFEスチール東日本製鉄所千葉地区、以下川鉄と略記）を誘致した。この土地と埋立権の大部分は千葉市が所有していた。なお、川鉄はこの1950年8月に企業再建整備計画から川崎重工業の製鉄部門が分離独立して設立された企業である。そして、この11月の川鉄誘致をめぐる最終交渉は既に川口知事は辞任し、石橋・柴田両副知事は知事選告示日で副知事を辞任していたから、県から知事職務代理の佐藤秀雄総務部長、それに宮内三朗千葉市長、古荘四郎彦千葉銀行頭取、片岡伊三郎代議士（地元選出）、立会人は山地八郎東京通産局長らが出席して川鉄の要望を了承した。この最終交渉に次いで間髪を入れることなく千葉市議会と千葉県議会の両全員協議会がそれぞれ満場一致で可決して、川鉄の立地進出が決定した。

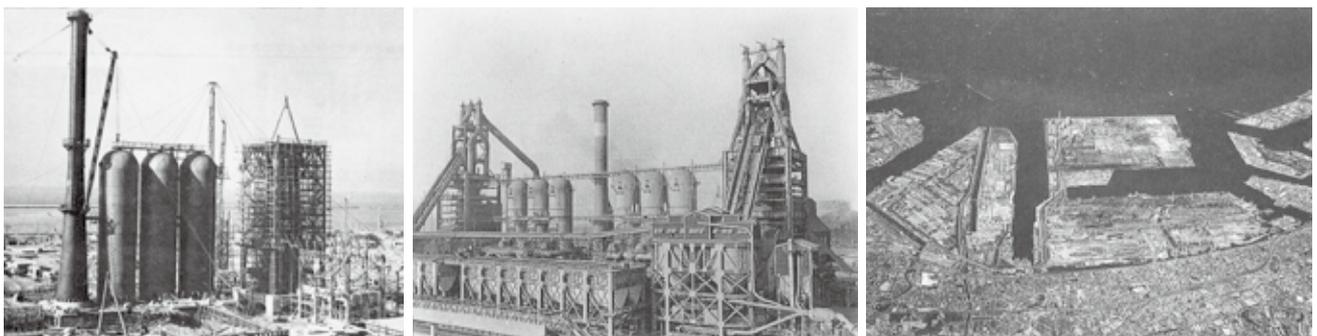
当時千葉県は戦災復興、公共施設の整備等のために、財政規模は膨らんでいた。くわえて、この年のシャープ勧告から地方自治の自主性・自律性の強化と予算の超均衡財政が一層要請されて、財源調整機能をもたせた今日の地方交付税の前身である地方財政平衡交付

金制度が創設された。しかし、自主財源強化策は地方負担増強につらなり、このため県税収入はかえって半減することとなり県財政は窮地に立たされた。県民所得は全国平均以下であり、潜在失業人口の増加などの打開策として、川鉄の誘致が企画された。

しかし、千葉県が川鉄誘致に先立って取り組まれた大日本紡績と日清紡績・倉敷紡績など関西の“糸へん”誘致との交渉は、立地条件の水利問題などによる辞退等から工場誘致に失敗した。結果として千葉県は、川鉄誘致の競合地域の山口県防府市が千葉市より遙かに鉄鋼操業に好適な立地条件におかれていることを知った。従ってそれとの対抗上、千葉県は銑鋼一貫製鉄所を目指していた川鉄から求められた①工場敷地の無償提供、②1万トン級船舶を収容できる港湾・水路の築造、③電力の確保、④水利開発・工業用水の導入、⑤工場完成後5カ年間事業税と固定資産税の免除—などを承認する。

これ以降、千葉県は本格的に所得増大、産業振興を図る。それが、1952（昭和27）年3月発表になる「千葉県産業経済振興計画」である。なお、この計画と関連して川鉄関連の千葉港の地元負担によるインフラ整備・構築があまりにも多く、それが後に千葉県と千葉市が財政再建団体に転落した要因となる。

さらにこの「振興計画」の具体策として翌4月、「千葉県の産業の構造を根本的に変えまして、高度の新しい近代企業を入れることによって千葉県の財政を助けると共に、県民



の生活を豊かにしよう」(県議会事務局『昭和27年5月召集千葉県定例県議会議事録』12頁)との意図から、企業誘致条例制定が勧告された。この結果、5月末に「第1条 この条例は、本県経済に緊要と認められる工場または事業場(以下「工場」という)を新設し、または拡充を行う者に対し、便益を供与する外、この条例に規定する奨励措置を講じ、もって産業の振興に寄与し、県勢の進展を図ることを目的とする」ことを掲げた千葉県企業誘致条例が県議会を通過した。千葉市でもまた、県より暫らく遅れた9月に企業誘致条例を制定した。千葉県・千葉市ともにこの前年の川鉄千葉工場の建設開始の日、つまり1951年2月1日にさかのぼって同条例を適用した。そしてこの企業誘致条例は誘致工場の川鉄が完成し、さらに完成後も5年間は免税とされた。川鉄の工場完成は、1956(昭和31)年5月末日で完了した。従って企業誘致条例により5年間延長されて、合計10年間にわたって免税された。このため免税額は、1962年度までで県税・市税合算して30億2528万円の巨額に上る。

千葉地区労による企業誘致条例撤廃の取り組みなど

この間、1950(昭和25)年6月に千葉市政刷新青年同志会により市政刷新の動きが推進されて、市議会役職のタライ回し排撃、腐敗市政刷新を目指した市議会解散の要求が展開された。次いで1954(昭和29)年6月に発足した千葉地区労働組合連合協議会(略称、千葉地区労)は集团的・組織的運動を繰り広げて、従来の生産点である職場の取り組みにくわえて居住の場である地域における種々の日常的諸問題の解決に力点を置いた。それが「地域労働者の意志を地方自治に反映させよう」とのスローガンとなり、市民税還元獲得の運

動は「市民税を安くしよう」との目標を掲げて、地区労推薦議員を中心に議会活動を繰り広げた。結果として、折から地方財政再建促進特別措置法(略称、地財法)の適用を受けて厳しい財政状況下におかれていたのにもかかわらず、1957(昭和32)年度から千葉市予算に社会労働費として30万円を計上させることに成功した。

そして、これより早い1955(昭和30)年6月に千葉地区労は市政刷新懇談会を設立した。この懇談会は川鉄に対する免税措置をはじめ幾多の不明朗な市政に痛烈な批判をくわえて、具体的な要求事項に基づいて市長と市議会交渉を強力にすすめた。その取り組みのなかから①地区労内に川鉄税取り立て委員会を設置、②各種団体と手を組んで大きな組織を作り上げていく、③川鉄労組員の利益はどこまでも守るように、また反発のないようにしていく、④川鉄として公共施設を建設するよう働きかける—ことなどが決定された。次いで地区労を中心に「川鉄から税金をとろう、われわれの税金を安くしよう」とのスローガンを中心とする運動が鋭意、拡大していく。このため、川鉄労組が千葉地区労から脱退する動きが生じた。そこで労働者としての考え方に立脚して地区労・川鉄労組間の話し合いが継続されて、川鉄労組の了承が得られた。

しかし企業誘致条例撤廃の取り組みは、なかなか決着しなかった。反面、安保闘争の終わった1960(昭和35)年12月に宮内千葉市長は、明61年5月末で終了する千葉市企業誘致条例の川鉄免税措置を千葉県とともに1年間延長する意向を千葉市議会で表明した。そこで安保闘争後も一貫して市民の生活と平和を守る取り組みの母体として活動してきた「生活と平和を守る千葉地区共闘会議」が、地区労を中心に反対運動を推進した。次いで翌61年早々に、川鉄免税延長反対に市民が決起す

る呼びかけビラ2万枚などが作成された。これに対して宮内市長は市広報紙5万枚を印刷して「近代都市への転換」という弁解を市民間に流した。他方、運動がわは翌2月に「市民の正しい声を市政に反映させ、さらに正しい市政の確立に私達市民が政治意識に目覚め、地方自治に直接参加する機会をもとう」との呼びかけのもとに、企業誘致条例撤廃を目指す直接請求署名運動が展開された。これは約3,000名におよぶ請願書として市議会に提出されたが、3月末の定例予算市議会の最終日に川鉄免税1年延長を盛り込んだ予算は通過し、請願書は不採択（否決）となった。それでも今回の取り組みが契機となって市川市議会が誘致条例を廃止し、五井町議会が町当局の提出した条例案を否決した。

働くもの達、そして市民のがわへと“現実”を変えさせる市民運動は、ここで終わることはなかった。再度、千葉地区労による企業誘致条例撤廃の運動は市民・住民自治の権利の発露として条例改廃請求運動が同じ61年年末から始まる。具体的にこの運動を推進した各学区共闘は期間中最低2度の学区内収集人会議をもち、同じく職場でも収集人会議などが繰り返された。寒風のもと、折からの年末繁忙のさなかにあって署名収集は12月なかばに、1ヵ月の署名収集期限内に300人の収集人の努力から地方自治法の規定による有権者総数の50分の1に相当する法定数2,730名の3倍におよぶ8,620名の署名を確保した。次いでこれが市選管に提出され審査の末に翌62（昭和37）年1月に代表者に返還されて、有効となった。そこで、ただちに署名簿が千葉市長宛に提出となった。

従ってこれに基づいて2月初めに、臨時市議会の招集となった。議場の傍聴席には、市民と地区労の運動関係者が溢れて注目していた。しかし数時間にわたる討論のすえに、企

業誘致条例撤廃の要求は一方的に否決された。市民・住民本位の地域自治は一朝にして成るものではなかった。

東電千葉火力発電所の登場と専決処分などの横行

他方、東電は1952（昭和27）年に千葉火力発電所建設の敷地造成を千葉県に求めてきた。そこで、川鉄の電力をまかなうために翌年6月、柴田知事を会長として東京電力千葉火力発電所の誘致運動が本格化する。しかし、電力敷地造成の新規埋め立ては漁業権の抹消をもたらす。このため、漁民2,500人が9月に「内湾埋め立て反対」をスローガンに、県庁公園で漁業権確保県民大会が開かれた。会場で決議文を受け取る際に柴田知事が負傷し、警官隊が出動する一幕もあった。その後、55年7月地元の蘇我漁民が埋め立て阻止の訴訟を起こす。申請人がわ代理人は口頭弁論で「地方公共団体である県が一民間会社の営利事業のために便宜を図る必要はない。東電千葉火力発電所の埋め立て工事は直ちに中止すべきである」と主張した。これに対して県がわは「埋め立て工事によって生ずる漁民がわの損失よりも、工事禁止による損害の方が大きく、県の公共事業を中止する仮処分申請は権利の乱用である」などと反論した。

結局、訴訟は57（昭和32）年5月に和解を招く。従来、千葉県内には房総丘陵の老川・平山両水力発電所があるに過ぎず、県内の消費電力は県外からのそれにほぼ依存していた。従って東電千葉火力発電所の建設・操業は、これによって千葉県が電力受給県から電力供給県へと変貌を遂げる端緒となった。次いでさらに東京湾岸部に五井・姉崎などの火力発電所が建設・立地される。とりわけ、東電千葉火力発電所の立地・稼働は直接には川鉄の電力需要に応えつつ、次いで東京などの電力消



現在の東電千葉火力発電所

費をまかなうものであった。さらにこれはその後の千葉県の東京湾岸部に造成・稼働された京葉臨海工業地帯（コンビナート）の先駆^{さきがけ}をなすものとなった。

他方、前述の漁民との和解成立直前の57年2月の定例県議会で専決処分に抗議する第49～55号議案が提起されている。さらに和解が成立した直後の57年6月定例県議会で、「専決処分の承認を求めることについて」の第23～30各号の8議案が審議されている。その事例を示せば、野口菊治議員（自民党、東金市選挙区）は「第28号議案の東電千葉火力発電所敷地造成の埋め立て工事をめぐる訴訟事例において、和解を専決処分にするほど急がねばならなかったのか、その理由を示せ」と、質^{ただ}している。これに対して柴田知事は、「東電との訴訟の和解については応訴の場合も県議会の承認を得ているので、和解の場合も承認は必要であるが式典の日までもめているのは京葉工業地帯として好ましいことではないので、東電の発電所開所式の日までに片付けたいと考えて専決処分にした」と、答弁している。野口県議に次いで、吉原鉄治議員（自民党、千葉市選出）が、関連質問をしている。さらに八代重信議員（自民党、香取郡選出）の場合は「京葉工業地帯に関する議案が、4～5件も専決処分となっている。県民の代

表機関である県議会が京葉工業地帯に関して「つんば^{ツンバ}敷敷」（原文のママ―筆者注）に置かれており、知事・副知事（友納武人副知事―筆者注）のみが独走しておって執行部だけが独走しておって京浜・阪神・中京・北九州の4大工業地帯と並ぶ工業地帯となることが予測されるのであります」などと、県当局の開発行政をめぐる姿勢を問いかけている。

なお、野口、吉原、八代各県議は従来、県に対して批判的であった野党の自由党などに所属していた。この質問の時点では自民党県議へと変身している。つまりこの間、中央政治レベルでは1955（昭和30）年10月に両派社会党が再統一し、翌11月に自由・民主両党の保守合同がなり自由民主党（自民党）が結成される。いわゆる、55年体制の登場である。これを受けて翌56年1月に自由党県支部と日本民主党県支部とが合同して自由民主党千葉県支部となり一本化する。県議会では県議62名中43名が自民党県議となり、県議会会派新政クラブにも合流を呼びかけた結果6名が入党し、自民党は一挙に49議席を占めることになる。

他方、従来まで改進黨、社会党、それに無所属議員の多くからなる千葉クラブの3党会派が柴田県政を支えていた。しかし自民党県支部の発足から同県支部は柴田知事に接近し、知事もまたその姿勢を変えて自民党千葉県支部発足と同時に自民党党友となる。次いで、58（昭和33）年8月に、柴田知事は自民党に入党した。

追記

川鉄の千葉市への進出経緯については、2012年4月現在長期連載中の黒木亮の小説「鉄のあけぼの」のうち、連載第24～28回など（『エコノミスト』毎日新聞社刊）に詳しい。